

最高裁秘書第 777 号

令和 5 年 3 月 29 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和 5 年 3 月 6 日付け（同月 9 日受付、第 040584 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

成年後見人には「身近な親族を選任することが望ましい」との考え方を示した、平誠 31 年 3 月 18 日付の最高裁の通知

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、存在しない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話 03 (4233) 5240 (直通)